

# 公益財団法人NSG財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人NSG財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、建設工事の施工技術の教育を受ける高等専門学校等の学生並びにこれに関連する分野の調査・研究への助成等を行い、もって建設工事の施工技術等の振興を図り、科学技術及び建設産業の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等専門学校等に在籍する学生へのインターンシップの支援事業及び技能資格取得に関する修学支援事業
- (2) 建設工事の施工技術の振興のための調査・研究に対する助成事業
- (3) 建設工事の施工技術向上のための講演会及び研究会の開催並びに研究業績の顕彰事業
- (4) 建設工事の施工技術の振興のための受託調査・設計等事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の抛出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる別表に記載された財産を、この法人の設立に際して抛出する。

#### (財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、末尾の別表において表示した財産及び基本財産とすることを指定して寄付された財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の処分若しくは担保への提供又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産は、理事会の決議により定める財産管理運用規程により、理事長が管理運用する。

#### (事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事

会の決議を経て、直近の評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 1 1 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 1 2 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 1 3 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 1 4 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認める公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 1 5 条 この法人は剰余金の分配は行わない。

## 第 4 章 評議員

(評議員の定数及び評議員長)

第 1 6 条 この法人は、評議員 6 名以上 1 0 名以内を置く。

2 評議員のうち、評議員長 1 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 7 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第 1 7 9 条から第 1 9 5 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 1 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 6 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選出された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 1 9 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 2 0 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 2 1 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員及び評議員長の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 2 2 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を随時開催する。

(招集)

第 2 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 2 4 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により定める。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。



- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会運営に関し必要な事項は、一般社団・財団法人法又はこの定款に定めるもののほか評議員会の決議により別に定める評議員会運営規則による。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、理事長、副理事長及び専務理事を各 1 名とする。

- 3 前項の理事長を一般社団・財団法人法が定める代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。

(役員を選任)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の役職及び権限）

第 3 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事の職務及び権限は、理事会が別に定める職務権限規程によるものとする。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 3 4 条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

（役員任期）

第 3 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第37条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程によるものとする。

#### (取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告し

なければならない。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項に規定する役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 40 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 41 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を随時

開催する。

(議長)

第 4 4 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から互選により定める。

(定足数)

第 4 5 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第 4 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、かつ、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上に当たる多数の承認をもって行わなければならない。
  - (1) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (2) その他この定款で定められた事項

(決議の省略)

第 4 7 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 4 8 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第17条についても適用する。

- 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- 4 公益認定法第13条第1項各号の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(清算法人の機関)

第 5 3 条 この法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人のほか、清算人会及び監事を設置する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 5 4 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 5 5 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 4 0 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 選考委員会

(選考委員会)

第 5 6 条 この法人には、第 4 条の事業に係る選考を行うために、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は 3 名以上 5 名以内の委員をもって組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、

別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき理事長が別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報等の保護

(情報の公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 前項の情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報等の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報並びに個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の保護に万全を期すものとする。

2 この法人は、特定個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取り扱うものとする。



- 3 第1項の個人情報及び特定個人情報等の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報の取り扱いに関する規程による。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補則

(保有株式等に係る議決権行使)

第61条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、理事の総数の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第63条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。  
安藤 良一      大川 満      小池 博      石蔵 陽一  
杉田 充伸      加藤 雅勇
- 3 この法人の設立時の理事長、設立時の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
設立時理事  
中西 佑二      小野 俊郎      井上 徹      古橋 誠一  
齊藤 誠一      中谷 次利  
設立時代表理事（理事長）  
中西 佑二      住所 東京都中野区上高田一丁目29番6号  
設立時監事  
寺口 正治      芝山 義明
- 4 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。  
氏 名      古橋 誠一  
住 所      東京都大田区西蒲田8丁目22番3-404号
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第9条にかかわらず、この法人の設立の日から平成30年3月31日までとする。

附 則（平成30年5月22日）

- 1 定款第3条、第4条第1項、第5条、第6条2項、第10条第1項、第17条第2項及び第5項、第18条第1項、第19条第3項、第32条第3項及び第4項、第34条第1項及び第3項、第37条第3項、第46条第2項、第51条第4項並びに第61条の変更については、評議員会の決議があった日（平成30年5月22日）から施行する。

(別表)

財 産 目 録

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な財産）

設 立 者 古 橋 誠 一

財 産 種 別	価 額
りそな銀行蒲田支店 普通預金	300万円